

第19回

奥州市都市計画審議会議事録

平成30年7月23日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第19回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年7月23日(月) 午前10時00分
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 報告事項

- (1) 奥州市都市計画道路見直しについて

3 協議事項

- (1) 奥州市景観計画の修正について

4 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名

内訳	1号委員	7名
	2号委員	5名
	3号委員	3名

- (2) 出席委員数 14名

1号委員 海 鋒 守
菅 原 繁 夫
千 田 幸 男
星 洋 子
及 川 正 和
鈴 木 まゆみ

2号委員 飯 坂 一 也
及 川 佐
明 神 キヨ子
阿 部 加代子
菅 原 圭 子

3号委員 幸 野 聖 一
今 村 真 (代理出席 交通課 遠藤健一交通企画主任)
阿 部 保 之

- (3) 欠席委員数 1名

1号委員 菅 原 大 介

5 議事

午前10時00分

(1) 連絡事項及び委嘱状交付

(千葉都市整備部長)

定刻にちょっとだけ早いのですが、皆様お集まりですので、進めさせていただきたいと思います。私は、今日の司会進行を務めさせていただきます、奥州市の都市整備部の部長の千葉と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画審議会に入ります前に、委員様に委嘱状を交付したいと思いません。小沢市長がまわってお渡ししますので、その場にお立ちいただきまして、お受け取りをお願いしたいと思います。

1号委員の海鋒守様です。

(小沢市長)

委嘱状 海鋒守様 奥州市都市計画審議会委員をご委嘱いたします。任期は32年6月30日までであります。奥州市長 小沢昌記 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 菅原繁夫様

(小沢市長)

菅原繁夫様 何卒よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 千田幸男様

(小沢市長)

千田幸男様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 星洋子様

(小沢市長)

星洋子様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 及川正和様

(小沢市長)

及川正和様 お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 菅原大介様ですが、今日は欠席という報告が入っております。

同じく1号委員 鈴木まゆみ様

(小沢市長)

鈴木まゆみ様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

2号委員 飯坂一也様

(小沢市長)

飯坂一也様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

2号委員 及川佐様

(小沢市長)

及川佐様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく2号委員 明神キヨ子様

(小沢市長)

明神キヨ子様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく2号委員 阿部加代子様

(小沢市長)

阿部加代子様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく2号委員 菅原圭子様

(小沢市長)

菅原圭子様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

次に3号委員 幸野聖一様

(小沢市長)

幸野聖一様 どうぞよろしくお願ひいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく3号委員 今村真様の代理で、今日は奥州警察署 交通課 交通企画主任の遠藤健一様にご出席いただいております。

(小沢市長)

今村真様あてでお渡しします。よろしくどうぞお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく3号委員 阿部保之様

(小沢市長)

阿部保之様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

午前10時03分 開会

(2) 開会

(千葉都市整備部長)

それでは、只今より第19回奥州市都市計画審議会を開会いたします。まず、初めに会議の成立について、ご報告を申し上げます。

本日は審議会委員15名中、14名の出席です。欠席委員が1名となっております。

奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により委員の2分の1以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(3) 挨拶

(小沢市長)

改めて皆様おはようございます。連日、奥州市とは思えないような、北国とは思えないような、連日の暑い天候の中で、皆様本当にお疲れのことと思うところではありますが、本当にお忙しい日程の中、第19回の奥州市都市計画審議会にご参会いただき誠にありがとうございます。

只今は、委員皆様に、改めての任期に関わる部分の委嘱状を交付させていただきました。お忙しいこととは思いますが、それぞれの持たれる知見をもって、奥州市の発展に寄与するご意見を、この審議会において、いただければと思っております。何卒任期中よろしく申し上げます。

さて、本日の議題としては、2件を用意してございます。

1件は、奥州市都市計画道路の見直しについてであります。この報告につきまして

は、先日4日間、水沢、江刺、前沢の各地域及び全体を対象とした説明会を開催したところであります。その説明した概要と、住民の皆様からいただいたご意見等を、ご報告させていただきたいと思っております。

2つ目は、奥州市景観計画の修正に係る協議でございます。この景観計画は、平成26年4月より、市全域を対象に施行しておりますが、今般、世界遺産平泉の緩衝地帯拡大等について、県より依頼がありました。市といたしましてもこれに賛同し、区域の拡大を進めてきたところであります。

本日は、拡大しようとする区域の詳細な範囲や、規制をかけることに結果的になるわけですけれども、行為の部分などについてご説明をし、ご意見を頂戴できればと考えております。

委員の皆様におかれましては、繰り返しになりますが、それぞれの知見を十分に發揮され、様々な形からのご意見を頂戴できますことを、心からお願い申し上げます。

以上を申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。任期中、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 会長の選出

(千葉都市整備部長)

それでは、次第の3でございます、会長の選出を行います。会長は、奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から委員の選挙によって選出されることとなっております。本来であれば、臨時議長を立てて行うところですが、時間の都合上こちらで進行させていただくことをお許し願いたいと思っております。

選出の方法について、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。どなたかご発言をいただきたいと思っております。

(及川佐委員)

はい。(挙手)

(千葉都市整備部長)

はい。

(及川佐委員)

事務局の方でもしあれば、お願いいたします。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。只今、2号委員の及川佐委員より事務局の方で腹案があればというご発言がありましたので、只今のご発言に従いまして事務局の方で推薦させていただくということでご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。それでは、事務局より会長の候補者をご推薦申し上げたいと思います。

そのとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。異議なしということですので、事務局より会長の候補者をご推薦申し上げたいと思います。

事務局案でございますが、会長に1号委員の海鋒守委員をご推薦したいと存じます。これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。ご承認いただきました海鋒守委員につきましては、会長をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会長席の方にご移動いただきまして、ご挨拶を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(海鋒会長)

それでは、改めましておはようございます。暑い中大変ご苦勞様でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

只今、推薦をいただきまして会長になりました、奥州商工会議所の海鋒でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、市長からのご挨拶のとおり、本日の審議内容、そして審議会への期待のお話がありました。そういう状況をよく理解し、審議会の役目をしっかりと果たしてまいり、奥州市の今後の行政に役に立てればと思っております。

皆様から、様々なご意見を頂戴し、スムーズに運営させていきたいと思ひますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございました。

(5) 会長職務代理者の指名について

(千葉都市整備部長)

それでは、次の次第に従ひまして、4の会長職務代理者の指名についてでございます。

す。会長職務代理者につきましては、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名することとなっており、それではここで、海鋒会長よりご指名をお願いしたいと思います。

(海鋒会長)

それでは、2号委員の方々の中から指名したいと思います。2号委員の飯坂一也委員を指名します。よろしくお願いいたします。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございました。それでは、飯坂委員、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、小沢市長でございますけれども、このあと公務がございます、恐縮ですがここで退席とさせていただきます。どうぞご了承願います。

(小沢市長)

それでは皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

[市長退席]

(6) 議事録署名人の指名について

(千葉都市整備部長)

それでは、進めたいと思います。5番、議事録署名人の指名についてでございます。同様に会長からご指名をお願いいたします。

(海鋒会長)

それでは、ご指名申し上げます。2号委員の菅原圭子委員と3号委員の阿部保之委員のお二方に、お願いいたします。

(千葉都市整備部長)

それでは、菅原委員、阿部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(7) 議題

(千葉都市整備部長)

続きまして、6番の報告に入ります。ここからは、議長であります海鋒会長の進行でお願いいたします。

(海鋒会長)

これから議事を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

[報告]

① 議題

(海鋒会長)

それでは、次第6の報告に入ります。

なお、本日の審議会は、奥州市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開するものとします。

それでは、奥州市都市計画道路見直しについて、事務局より報告をお願いします。

②説明（事務局）

（佐藤都市整備部都市計画課長）

都市計画課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、奥州市都市計画道路見直しについての、経過のご報告をさせていただきます。座って報告させていただきます。

お手元の資料、青い印刷された物があると思いますが、最後が21と書いておりますが、落丁等はありませんでしょうか。では、この資料に基づいて進めさせていただきます。

では1ページを開いて、3番のところから見ていただきたいと思います。都市計画道路とはということで、各委員それぞれが聞いたことはあると思うのですが、再度、ここでもう一度、説明させていただきます。都市計画道路とは、最も基本的な都市施設であります。様々な機能を有し、高速道路自動車道、一般国道、県道、市道があります。これらの道路のうち、良好な都市形成を寄与する道路として都市計画に定めたものが、都市計画道路と言われるものでございます。種類としては下の表にあります。交通機能、空間機能、市街地形成機能というものを有しております。

その下の4番を見ていただきたいと思います。都市計画道路は、交通機能から4つに区分されております。必要な幅員や車線数が、路線毎に定められております。なお、都市計画道路が計画決定されると、道路計画内には、将来の事業の円滑な施行を確保するため、建物の階層や構造に一定の制限を加えられることとなっております。今回、この自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路とありますが、見直しは、幹線街路が54、赤で囲ったところでございます。特殊街路として3路線、全部で57路線ということになります。

右の方を見ていただきたいと思います。奥州市の都市計画道路の現況ということで、57路線、先程申しましたがございます。この赤、黒で塗られている部分が、都市計画道路と言われているものでございます。57路線151km、水沢97km、江刺36km、前沢17kmとなっております。進捗としては、整備済区間が116kmありまして、整備進捗率としては、77%ということになっております。赤の部分が整備済区間、この中には一部歩道等、整備されていないものもあるわけですが、概成済も含まれております。着手していない未整備区間が、黒色になっております。

引き続きまして、この都市計画道路の見直しに至った経緯ということで、お話させていただきます。都市計画道路は、水沢、江刺、前沢、それぞれ水沢は昭和57年以来36年間、江刺56年以来37年間、前沢53年以来40年間、全体的な見直しをしてこなかっ

たという時間的な経緯があります。定められた当時は、高度経済成長が右上がりということで、都市も拡大する方向である、人口も増加するだろうという計画の中で、定められてきた計画でございます。やはり、それから年数が経ちまして、現在は、右上がりという形にはならず、人口も減少、都市もだんだん収束してきているというところがございます。こういう中で、社会情勢がこれでは、都市計画道路が進まなくなってしまうということで、国より見直しの考え方が、平成12年に示されました。それによって岩手県の方が、見直しガイドラインというものを平成17年、実際に実務として行うべきマニュアルを平成21年に作成してきております。奥州市の都市計画マスタープランというものを、全体的に策定しておりますが、平成22年3月には策定しております。これを元に、平成26年から29年にかけて調査検討に入ってきております。

次のページをご覧ください。都市計画道路の見直し、先程もありましたが、マニュアルがあるわけですが、そのマニュアルには、ステップ1、ステップ2、ステップ3という経緯を経て、検討、抽出しております。20年以上、計画されてから未整備区間が存在する区間、そういう道路がどのくらいあるのかということになると、検証しますと30路線が出てくる。そしてまた、過去の経緯から必要性が変化している道路が、どういうふうになっているのかというのを、調査検討してまいりました。そうすると、見直しで28路線ということで絞り込まれてきております。この中で、都市計画マスタープランとの関連性とか、現在の渋滞が発生するとか、今の状況に応じた形で見直しをすべき路線が、どのくらいあるのかということになった場合、7路線が確定されております。

その7路線ですが、下の8を見ていただきたいのですが、斎ノ神玉貫線という名前の道路、花園町前田線、道合宿線、これら水沢は3件ございます。落合松長根線、川原崎下川原線、池向八日市線、江刺が3つあります。そして、前沢の中央線ということで、7つが出てきております。場所としては、左の方にある図を見て、番号と照らし合わせていただきたいと思えます。

それでは、それぞれの路線について、概略的な話ですが、させていただきます。

9番を見ていただきたいのですが、水沢の斎ノ神玉貫線。右手の方が北になります。これは聖天の部分、水沢小学校の西側のところを、北に向かって進んでいくところなんです。バイパスの4号線と一度ぶつかって、それをくぐって、最終的には水沢の流通団地のところまで結ぶ路線、計画ではございました。やはり、この計画を立てた時から、また、状況が変わってございまして、やはり必要なものである部分、必要不可欠な部分と、これは、今回廃止してもいいだろうという部分を抽出させていただいております。黒の部分が、今回、計画道路の廃止部分を指しております。緑色の部分に関しては、まだ最終的な形状にはなっておりませんが、道路としての機能は有しておるということで、将来的には整備を行うという考え方の位置づけでございます。赤の部分については、既に改良済となっております。これは、4号線が、実際の黒の部

分の機能を果たしているということと、実際それをやめたことによる影響がない、交通解析等して、十分、4号線に乗り込むことによって機能が果たせる、ということでございます。

次に10番の方の花園町前田線の説明をさせていただきます。これは春日町から東に出てきた部分、高惣建設さんがその部分にあります、JAさん、その部分から北に向かって、マクドナルドの方、パチンコ屋さんの間を通過して、マクドナルドにぶつかる部分を計画している路線でございます。これはもう既にJAの脇の部分、ましてや4号線の部分でその機能を果たしているということで、この黒色の部分に関しては、全面廃止ということで、計画を出させていただきました。

次に、次のページをご覧ください。11番の道合宿線でございますが、北が右手の方になります。先程の位置から、道の駅みずさわ、藤橋の袂にある道の駅ですが、その部分まで向かっていく計画路線でございます。この計画路線を立てた後、実際には、宿のまちはをバイパスで通るような、343ができております。この関係で、時代的な変遷があったわけですが、機能としては343が十分にその部分を果たしているということで、あえてまちなかを移転をしながら、その道路を拡充していくという考え方が無くなった、無くすという考え方にになりました。それで、また緑色の部分がございますが、東バイパスの関係がありますので、その部分の取り付けの部分若干変わりますので、この部分が計画としてまだ存在しております。

引き続きまして、12番の方の落合松長根線の方を説明させていただきます。この道路は、北が右手の方でございます。江刺中核工業団地の方へ向かうための江刺中央体育館を通り、整備される路線でございます。赤の路線は既に整備をされてきており、緑色の部分は、まだ未整備ではございますが、計画路線として存続させる。ここの交点の部分があるのですが、14号との交点の部分ですけれども、この部分は既に外周としての考え方からすれば、ブルーの方で書いている矢印がありますが、その部分で代替できるということで、その黒い部分は今回廃止部分とさせていただきたいという計画でございます。

右の方に移らせていただいて、13番川原崎下川原線の説明をさせていただきます。北は左手の方になります。これは、桜木橋から通っていった道路の部分にぶつかる場所ですが、江刺の外周部を左の根岸公園の方から外周部を通過して、8号の方にぶつかってくるという計画でございましたが、もう既に県道の方が、落合松長根線の方が既にあるということで、それで交通機能としては充分果たせるということで、今回、外周部である路線の黒い部分を廃止するということでございます。ただ、青色の部分の接続として、8号に接続するために、ブルーの部分、これは計画として残しましょうということでございます。それ以外の黒い部分を廃止するということでございます。

下の方の池向八日市線でございますが、先程の路線と川原崎下川原線にぶつかる部分と、あと南の方の三百刈田部分からのバイパスみたいな形で、真ん中を通す部分が

ございますが、既に三百刈田天神堂線、それぞれがございますので、既に機能としては代替する路線が整備されているということで、このバイパスの、今回の池向八日市線は、廃止しようというものでございます。

次のページに移ります。前沢の中央線の路線でございます。これは、前沢の明峰支援学校の前から、前沢スポーツセンターのところまで抜ける計画路線でございます。前沢の赤での路線は、もう既に区画整理等があって、その部分では、もう道路が整備されてきているという現状でございます。前沢駅の部分までできているわけですが、それ以降の部分として、検討した結果ですが、県道の237号、243号をもって、その部分は迂回路として充分もてるということで、黒色の部分を廃止するというものでございます。ただし、この路線としては県道から県道へ結びつけるという意味で、緑色の部分、これは計画路線として存続させましょう、ということでございます。

引き続きまして、16の方に移らさせていただきます。これは、都市計画道路は、都市内の交通を適正に処理するために必要があるため、都市計画道路の平面交差点には特別な場合を除き、直線車線とは別に右折車線を付加しております。今回、都市計画道路が廃止される部分の交差点については、右折車線の区域が縮小されることから、交差点形状を変更するという内容になっている箇所がございます。

引き続き、右手の方の表の説明でございます。都市計画道路は番号制になっております。今回の変更で3路線が廃止され、路線番号が欠番となることから、これを解消するため、番号の振り直しを行います。左手の方の上の廃止と書いてあるところがあるのですが、20番という番号が欠番となるということで、それぞれ、道合車堂線、南桜沢北上野線、その番号が今まで21、22とあった部分が、20、21という形で繰り上がっていきます。これが3路線ありますので、それぞれ番号の付け替えが発生しております。

また、都市計画道路の見直しの関係の中で、今まで施行されてきている部分で、道路の法線、要するに中心線みたいなことで考えていただきたいですが、その法線が、ズレて施行している部分がございますので、この部分の修正をかけます。これは、先程も一番最初に話をしましたが、都市計画道路の区域設定をすると、その部分に関しては、建築物に制限がかかります。これをそのまま残しておくということにはいきませんので、この部分を修正するためにも、法線の計画の変更が発生するということになります。

引き続き次のページの19番でございます。これも同じような形にはなるのですが、江刺の根岸公園から、北の方に向かう456、これは国道部分ではございますが、計画路線と実施の施行部分とに、計画の差異があります。ズレがある部分を今回修正することになります。

今回、都市計画の変更の手続きとしては、一般国道、主要地方道、一般県道は、岩手県による都市計画決定になります。市道の部分については、奥州市により決定する

ものでございます。これが一番下の方に書いておりますが、それぞれの理由を付して、それぞれ路線数を掲げております。市の決定部分としては29路線、県決定としては10路線ということで、最終的には39路線分の手続きとなります。

続きまして最後ですが、21番の今後のスケジュールについて、お話をさせていただきます。7月をもって、変更案の確定をさせたいと考えております。今後は管理者協議というのが8月、変更案の公告・縦覧ということで9月、最終的にはもう一度この場になりますが、奥州市都市計画審議会ということで、最終的に管理者協議を全て含めまして、市の計画案の審議をしていただく、という流れになっております。ただ今回は、県の都市計画審議会もそのあとに予定されておりますので、全てが揃った段階で、今年12月に、最終的なこの都市計画道路の変更が、完結するという流れで考えております。以上でございます。

③質疑

◎海鋒会長

只今、事務局より報告がありました。報告ですので、審議し採決をするというものではございません。この際ですので、何か、ご質問があればいただきたいと思っております。どなたかございませんでしょうか。

○鈴木まゆみ委員

先程市長さんから、各地域で説明会を開いた時に、色んな意見が出されましたということですが、その意見内容というものをちょっとご報告願えませんか。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課長）

はい。内容の中で何点かあるので、ピックアップして、ちょっとお話をさせていただきます。都市計画道路を見直しすると、やはり希望が、今度出てくるのかなということがありまして、自分の近くの都市計画道路とか、いつ施行されるのだろうか、やはりそういうところが、興味の第一点の中心になると思います。そういうことで、各箇所からはそういう説明を求められました。うちの方としての計画ですが、今後ですけれども、都市計画決定がなった後ですが、新年度ということになると思います。総合計画のローリング時点でもそうですけれども、整備プログラム、今まで、道路、一般の市道の整備プログラムというものを作っておりますが、都市計画道路においても、プログラムというものを作って見えるような形にしたい、それですぐ予算が付いて着手できるかという、なかなか都市計画道路というのは、多額のお金がかかるものから、計画年次というのを煮詰めていくということにはなりますが、やはり順番、要するに、費用対効果の高いところから進めていくというのが常套となってくると思いますので、その部分の検討をするための資料作成ということに、今後入っていくと

思います。

あと、定期的に見直しするのですかという話がございました。やはり先程のステップ3で上げてきておりますが、57路線でまだまだ整備されていない部分の路線がございます。この部分については、やはりこれからの時間もかかります。まして社会情勢も変わっていくと思います。そういう場合に、見直しというのは、数年先ということになると思うのですけれども、また見直しの時期がくると考えております。そういうだいたいの流れとして、見直しは、これで終わりではございませんというところでもあります。

やはり路線として、今回出てこなかった路線の中にも、現実、路線を整備できるのだろうか、要するに建物が張り付きすぎて、都市計画道路として整備して、整備する費用に値するだけの、つまりバイパスがその周りにできてしまうと、無理に個人の住宅をよけてもらってまで造るかとなってくると、それはやはり色々な意見がございますけれども、やはり無理が生じてくるだろうと考えております。そういうところもありますので、見直しというのはやはりせざるを得ないと考えております。

あと、この道路に伴いですが、色で建物関係を誘導する用途地域というものが、都市計画決定しております。その部分について、一緒にしてくれないかという要望が出されております。これについては、今年度予算化して、都市計画用途の見直しということで、着手するというので、もう用意は整っておりますので、順次進めていきたいと答えております。

あとは、渋滞とかそういうところの災害のときに大丈夫ですか、街づくりは大丈夫ですか、壊れませんか、という心配のご意見が出ております。それについては、例えば前沢にしても、とってしまったから終わりではない、つまりその後、例えば前沢にしてみれば、宅地開発指導要綱というもので、街づくりのイメージ、将来イメージ図というのが、計画されておるんですが、その部分の再度の見直しも行うということで、予算化、今回はしております。そういうような手当をしながら、住民に不安の無いような形で、進めたいと考えております。

今、2、3点申し上げましたが、そういうような内容が出ております。以上です。

◎海鋒会長

ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

○鈴木まゆみ委員

はい、わかりました。

◎海鋒会長

他に。

○及川佐委員

今の件ですが、具体的に、説明会5箇所、4箇所ですか、やったと思うのですが、参加者人数及び今お話ししたものをペーパーでいただけますでしょうか。ちょっと聞いただけだと覚えきれないので、それをお願いいたします。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課長）

はい、わかりました。それでは、人数はちょっとお待ちください。今回の4回、前には地権者にもやっておりますが、実際的には4回どころじゃなくやっているわけですが、この近々の4回、18日から19、20、昨日までですけれども、やった参加人数ですが、トータル16人でした。前に、地権者の方々をお呼びして、説明会をしている関係上かなとは思うのですけれども、その時点ではかなりの人数が来たのですが、今回広報で出して、もう少し来るかなとは思っていたのですが。例えば前回地権者の方のやつの説明会をした時の人数を申し上げますと、158名の参加でございました。

○及川佐委員

地域毎に。例えば前の16人も。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課長）

では、まず地権者会の方から申し上げますと、水沢が70、そして江刺が50、そして前沢が38になっております。そして、今回の近日行われた部分は、江刺が5、前沢が7、水沢が2、そして全体として2でございました。以上でございます。

◎海鋒会長

はい。よろしゅうございますか。

○及川佐委員

はい。

◎海鋒会長

はい。それでは他にございませんでしょうか。それでは無いようですので、次に移らせていただきます。

[協議]

①議題

（海鋒会長）

それでは、次、7番の協議に入ります。協議第1号奥州市景観計画の修正について、事務局より説明をお願いします。

②説明（事務局）

（佐藤都市整備部都市計画課長）

では、引き続きまして説明をさせていただきます。

お手元の方にある、都市景観の大きくA4番の方があると思いますので、そちらで説明させていただきます。座って説明させていただきます。

開きまして1ページ。資料の無い方ございますでしょうか。事前郵送しておりましたので、今日は持参されてない方、もし居れば、及川委員とあとどなたか。皆さんありますか。よろしいでしょうか。

では、説明させていただきます。

めくっていただきまして、1というところで、説明させていただきます。奥州市では、平成26年4月に、景観計画を策定し施行しています。景観計画とは簡単にいうと、景観法に基づき、地域の特性を生かした景観の保全・誘導や具体的な規制基準を定めるものがございます。今回景観計画を修正する白鳥館遺跡周辺については平成12年に県の景観形成重点地域に指定された後、奥州市でも景観形成重点地区に指定しております。

2ページをご覧ください。ではなぜ今、景観形成重点地区を拡大するのかと申しますと、昨年の都市計画審議会で経過報告いたしました部分があるのですが、平成27年に平泉世界遺産の緩衝地帯外側の一関市側で民間事業者による風力発電事業計画が計画された経緯がございます。その際は建設計画は最終的には中止となりましたけれども、明らかに世界遺産としての顕著な普遍的価値を損なう恐れがあるということが生じました。今後奥州市においても同様の計画がなされることも想定されることから東稲山一帯の優れた景観を守る必要性が高まり、白鳥館周辺地区の景観をさらに強固に守ること、世界遺産平泉の価値を保護するため緩衝地帯の拡大の検討を岩手県と一関市と協議を行ってきております。新たな範囲及び規制については、平成29年度末に文化庁へ提出を予定していた「平泉の拡張登録推薦書」に反映されることとなっております。

次に、岩手県より提示された拡大範囲案が左の図の緑色の線でございます。その図の青色の点線部分が奥州市における拡大範囲案です。右の写真については想定される拡大範囲を前沢高校付近と今回県から示された中尊寺東物見台から臨んだものでございます。その写真に想定拡大範囲と想定工作物を表示しております。図面及び写真の番号は大型工作物の建設想定位置になっております。

引き続きまして次に移ります。先程のページの県から示された拡大範囲案を、市で検討した手順を示したものです。5ページと照らし合わせながらご覧いただくと分か

りやすいかと思えます。手順としては①～⑤の説明になります。県から提示された範囲が緑色のラインでございます。風力発電の想定の高さが150メートルのため、もし仮に建設がされたと想定して稜線を切らないように150メートル下がった範囲がオレンジ色のラインです。しかし、その範囲ですと県から示された範囲を包括できません。そこで標高を基準に県提示のラインとほぼ近いのが標高220メートルのラインで青色のラインでございます。一部赤いラインと重複しております。3つの条件で線を引きその最も外側の線で示したのが赤色のラインでございます。5ページの右側の写真は航空写真にラインを表示したものでございます。

引き続き、6ページを見ながらご覧下さい。4ページの手順⑥～⑧になります。先程検討した赤いラインと、その赤いラインがかかる地番を示したものです。また、地目ごとに色分けしております。今回県から示されたラインは、地形や地物で具体的に示されたものではなく、おおよその範囲だったためどのように市として範囲案を決定したら良いか、苦慮した点でございました。また、山林が多く適当な道路も通っていないため、明確で分かりやすい範囲案になるよう努めております。そして、規制については、世界遺産の追加登録を目指すための緩衝地帯の拡大の意味も含むので、今まで一般景観地区だったものを、重点地区に変更することになり、今より規制が強まります。検討した拡大範囲案については、山の稜線の裏側で平泉方面から眺望できない範囲も含まれるのでその辺も考慮しております。具体的には宅地や田畑等の地目を除外しております。

引き続きまして、4、拡大範囲（案）の決定というところを見ていただきたいと思えます。今までの説明をまとめたものが7ページの拡大範囲（案）になります。5ページでの手順⑨になるわけでございます。範囲の面積は約178.9haになります。各字別は記載のとおりでございます。

8ページをご覧下さい。拡大範囲（案）を決定しましたので、規制の区分の検討になります。東稲山一帯の優れた景観を守ることはもちろんのこと、世界遺産平泉の価値を保護することも検討しなければなりません。繰り返しになりますが、今まで一般景観地区だったものを、重点地区に変更することになりますので、現在より規制が強くなります。拡大範囲案では、稜線をオレンジ色の線で示しておりますが、前沢市街や、平泉町方面から眺望できない山の稜線の裏側も範囲に含むことになります。また、範囲案については約97%が保安林を含む山林となっております。規制を検討した中で範囲内には山林が多いこと、そして宅地や農地等を除外したことから建築物等は容易に建築されないだろうと想定しております。重点地区の一般景観地区に区分することといたします。

9ページをご覧下さい。参考ですが、一関市の拡大範囲と合わせたものになります。一関市も平泉文化遺産センターからの眺望で山並みの稜線を切らないような高さとするのと基準を設けました。ただし山の稜線の裏側になるので稜線を切らなければ建

建築物は建てれなくはないという考えのようでございます。

続きまして、届出対象行為を抜粋したものになります。11ページも同様でございます。例えば、建築物の新築であれば今までは要件を超える規模でなければ届け出不要でしたが、今後は全ての建築物の新築について届出対象となってきます。また、他の項目についても面積や高さの届出基準が今までの一般地区より厳しくなってきます。また、参考資料として景観形成基準の抜粋をお配りしております。ご覧になっていただきたいのですが、歴史景観地区並びに風土景観地区は建物の外壁や屋根勾配、形状、軒の出、ケラバの出、色彩も細かく決まっております。よって重点地区になったことにより、一般地区より届出対象行為が広くなり厳しくなったこと、そして拡大範囲の大部分が山林であることを考慮し、重点地区の一般景観地区とすることとします。当然今回修正を行わなくても風力発電施設については、届出対象行為に該当しております。

12ページをご覧ください。先程建築物を例にとり全ての建築物の新築は届出が必要であるとお話しましたが、適用除外行為もありそれについてはご覧のとおりとなります。

13ページをご覧ください。拡大範囲に係るこれまでの経過と今後の予定についてです。今後は景観審議会に諮問したのち、景観計画の施行を予定しております。

14ページをご覧ください。続いて届出対象行為の修正についてですが、今回の緩衝地帯の拡大に至った経過は今までお話ししてきましたが、それに関連して現在のままでも届出対象行為の規模を超えたものは風力発電関連施設やそれらを含む再生可能エネルギーも、届出対象行為とすることは可能ですが、この機会に明文化しようとするものでございます。特に中身を大きく改正するといったものではございません。また、再生可能エネルギー関連施設の建築を制限するものではなく建築する際は景観配慮指針に配慮する様に促すものです。経済産業省によると再生可能エネルギーの種類は9つあり資料に記載のとおりでございます。

15ページをご覧ください。具体的な修正内容です。現在太陽光発電施設については、工作物の高架水槽、物見塔その他これらに類するものに※印として備考に明文化しております。

16ページをご覧ください。太陽光発電施設も工作物に含む、とあるものを再生可能エネルギー発電関連施設等で建築物に含まれないものも工作物に含むと変更しようとするものです。ただし、今まで通り、届出対象行為の規模を超えたものが届出対象になります。

以上で今回の修正に係る説明となります。よろしく願いいたします。

③協議

◎海鋒会長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。本日は、審議し採

決をするというものではないとのことですので、忌憚のない質問・意見をいただきたいと思いますが、どなたかございませんか。

○及川佐委員

この13ページにありますように、29年7月には生母振興会役員説明やその他住民説明会まで、12月まで昨年行われたわけですけれども、この中でも同様にどのような意見が出たのか、これについてお知らせください。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

都市計画課の佐藤でございます。よろしくお願いいいたします。私の方から、説明会での質問という部分について、お答えさせていただきたいと思います。

住民説明会の際には、今回の景観区域の拡大等についての、反対の意見はございませんでした。その中で、例えば、今回一般地区として指定した場合に、いわゆる届出対象がどの程度まで広がるのか、という部分のお話をいただきました。いわゆる主だった地目が、山林であったために、木の伐採であるとか、そういったものの届出が必要なのかどうかとか、そういった部分のお話をいただいたものでございます。以上でございます。

◎海鋒会長

ありがとうございました。及川委員、よろしゅうございますか。

○及川佐委員

あまりに簡単すぎるというか、その1件くらいしかなかったのですか。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

はい。

○及川佐委員

そうですね。いいです、わかりました。

◎海鋒会長

よろしゅうございますか。それでは、他にございませんでしょうか。

○菅原圭子委員

これまでの、今後の予定の中に6月にですね、景観計画の修正案ということで、学識経験者との協議というものがございしますが、これの内容についてお話をいただきたい

と思います。5月、6月の。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

それでは今のご質問に対してお答えしたいと思います。学識経験者というのが、このあとに景観審議会の方が開かれるわけでございますけれども、その景観審議会の委員をお願いしております、岩手大学の三宅准教授さん、あとえさし郷土文化館の相原館長さん、こちらの2名の方に今回の説明をしながら、そこに対してのご意見を伺ってきたということでございます。その中での意見としては、特に、今回の我々の案でいいんじゃないか、というご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

◎海鋒会長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。それでは他にご意見もないようですので、以上で、本日の審議会で予定していた議題については、全て終了いたしました。ご協力大変ありがとうございました。

●事務局（千葉都市整備部長）

海鋒会長ありがとうございました。

私どもの方からの報告、協議の事項については、以上2点でございます。皆様の方から何かございませんでしょうか。なかなか都市計画道路なり、今回の景観の方の基本的な部分とかですね、そういった部分というのは、なかなか分かりづらいといえますか、結構、内容が深いということもありますので、今後、例えば資料等見てですね、こういうところがちょっと分からないということがありましたならば、遠慮なく電話でもいいですし、来ていただいてもよろしいのですが、ご連絡いただければ、それぞれご説明をしたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○阿部加代子委員

地図上だけではなかなか分かりづらい点もありますので、例えば現地を見るとかですね、そういうふうな形での説明をいただけないものかお伺ひしたいと思います。

●事務局（千葉都市整備部長）

都市計画道路については、結構、そういった部分もありますが、皆さん、例えばやっぱり見てみたいとかですね、景観についてもどこからか見れば何となく分かるよという場所があると思いますので、そういったご希望があれば、やりたいと思いますが、皆さん、ご要望というかそういった希望ありますでしょうか。

○及川正和委員

私は、行って見てきましたけれども、あれは確かに案内されないが無理だと思います。ぜひ連れて行った方がいいと思います。

●事務局（千葉都市整備部長）

行って見てきましたか。では、日程を決めて、例えば皆さんでなくてもいいですから、希望の方というかっこうで、ということでもよろしいでしょうか。現在、例えば行ってみたいという方、手を挙げて。

[数名挙手する者あり]

●事務局（千葉都市整備部長）

結構いらっしゃる。はい、分かりました。何人かおられるようですので、日程等調整して、皆さんにご連絡したいと思います。ご希望があればということで、全員参加ということではなくても、やってみたいと思います。その辺は、了解しました。よろしくをお願いします。

その他に何か、ございませんでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。都市計画審議会ということで、都市計画行政の中身を今後ともご審議いただくこととなります。今後ともよろしくお願いたしたいと思います。

(8) 閉会（千葉都市整備部長）

以上をもちまして第19回奥州市都市計画審議会を閉じさせていただきます。大変ありがとうございました。

午前11時02分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名捺印する。

平成 年 月 日

2号委員

㊟

3号委員

㊟